

平成29年度 フロン対策講習会

フロン排出抑制法の概要と 都の対応



東京都環境局

ご説明内容

- * 1 フロンをめぐる国際的な動き
- * 2 フロン回収状況
- * 3 充填回収業者の義務
- * 4 管理者への立入検査
- * 5 お問い合わせ事例
- * 6 注意喚起・その他

1 フロンをめぐる国際的な動き

オゾン層を破壊する物質に関する モントリオール議定書【概要】

*「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」・・・

オゾン層の変化により生ずる恐れのある悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとることを定めた「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、**オゾン層を破壊する物質の廃絶に向けた規制措置を実施する国際的な取り決め。**

オゾン層を破壊する物質に関する モントリオール議定書【概要】

- * 1987年9月に採択され、1989年1月に発効。我が国は1988年9月30日受諾し、現在196か国及びEUが締結。
- * 議定書の最高意思決定機関は締約国会合(MOP)で、通常1年に1回開催される。直近では昨年10月に、ルワンダ・キガリで第28回締約国会合(MOP28)が開催され、HFCを新たに規制対象とする改正提案を採択。

オゾン層を破壊する物質に関する モントリオール議定書【規制内容】

- * ①特定フロン等のオゾン層を破壊する物質（規制対象物質）について、その生産・消費の段階的廃絶、貿易規制、生産・輸出入量に関する定期報告等を義務付けている。
- * ②先進国と開発途上国は、基本的に同一の義務を負うが、規制対象物質の段階的廃絶スケジュールについては、開発途上国の特別な事情に配慮し、一定年数の猶予期間が設けられている。

MOP28で合意されたモントリオール 議定書改定の内容(キガリ改正)

- * 2009年以降、地球温暖化対策の観点から、モントリオール議定書に代替フロンを追加するという議論が行われてきた。
- * 2016年10月にルワンダ・キガリで開催されたMOP28(第28回締約国会合)で、代替フロンを新たに議定書の規制対象とする改正提案が採択された(キガリ改正)。

合意された削減スケジュール

	途上国第1グループ※1	途上国第2グループ※2	先進国※3
基準年	2020-2022年	2024-2026年	2011-2013年
基準値 (HFC+HCFC)	各年のHFC生産・消費量の平均 + HCFCの基準値×65%	各年のHFC生産・消費量の平均 + HCFCの基準値×65%	各年のHFC生産・消費量の平均 + HCFCの基準値×15%
凍結年	2024年	2028年※4	なし
削減 スケジュール※5	2029年：▲10% 2035年：▲30% 2040年：▲50% 2045年：▲80%	2032年：▲10% 2037年：▲20% 2042年：▲30% 2047年：▲85%	2019年：▲10% 2024年：▲40% 2029年：▲70% 2034年：▲80% 2036年：▲85%

※1：途上国第1グループ:開発途上国であって、第2グループに属さない国

※2：途上国第2グループ:印、パキスタン、イラン、イラク、湾岸諸国

※3：先進国に属するベラルーシ、露、カザフスタン、タジキスタン、ウズベキスタンは、規制措置に差異を設ける（基準値について、HCFCの参入量を基準値の25%とし、削減スケジュールについて、第1段階は2020年5%、第2段階は2025年に35%削減とする）。

※4：途上国第2グループについて、凍結年（2028年）の4～5年前に技術評価を行い、凍結年を2年間猶予することを検討する。

※5：すべての締約国について、2022年、及びその後5年ごとに技術評価を実施する。

キガリ改正の内容

- * キガリ改正は、議定書の**規制対象物質に HFC を追加**。
- * 現行議定書下でオゾン層破壊物質に対して行われる規制と基本的に同様の規制を、**HFC にも適用**する。
- * 具体的には、以下の事項などが新たに規定される。
 - HFC の生産量・消費量(生産量＋輸入量－輸出量)の段階的な削減
 - HFC の輸出入に関するライセンス制度の創設
 - HFC の生産量等に関する資料の提出、製造設備から排出される一部HFC の破壊
- * HFC の数量の指標として**GWP (地球温暖化係数)を採用**する。

キガリ改正の国内担保の枠組みに係る基本的事項 背景

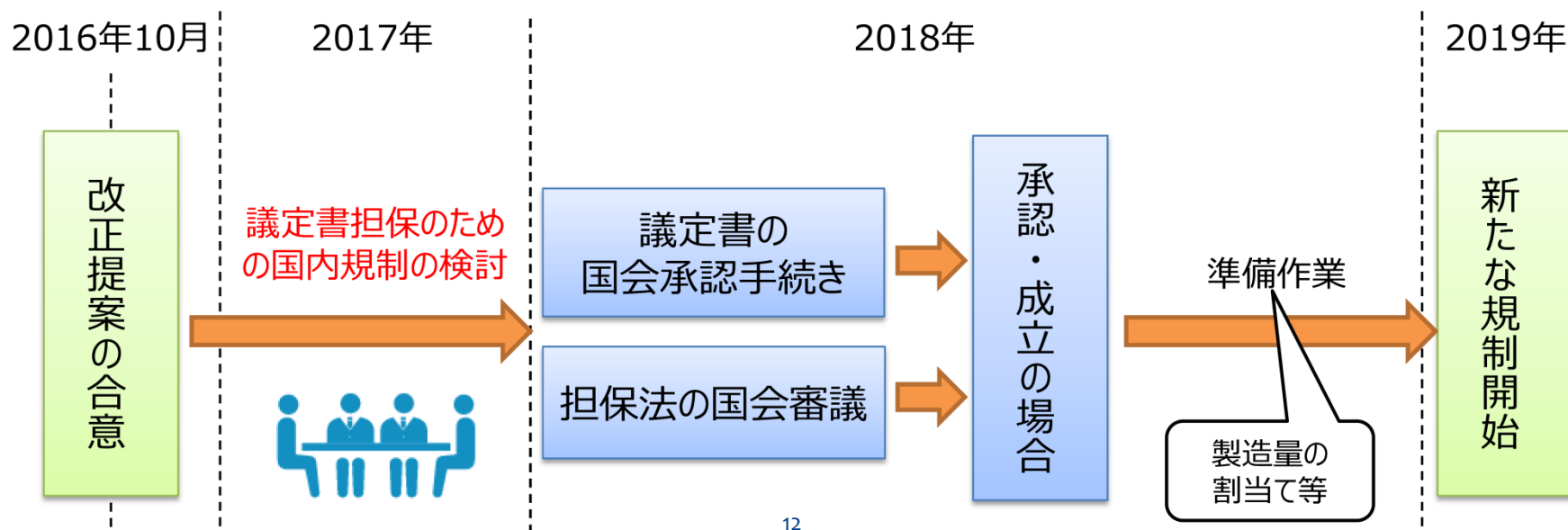
- * キガリ改正は、国全体の HFC の生産量及び消費量を一定の水準以下に抑えることが主な内容である。
- * 本改正の発効予定が2019 年1月であることを踏まえれば、我が国においても、改正内容の国内での実施を担保するための法的な仕組みを2018 年中に確立し、2019 年1月からの実施に向けて準備を進める必要がある。

キガリ改正の国内担保の枠組みに係る基本的事項 対策の方向性

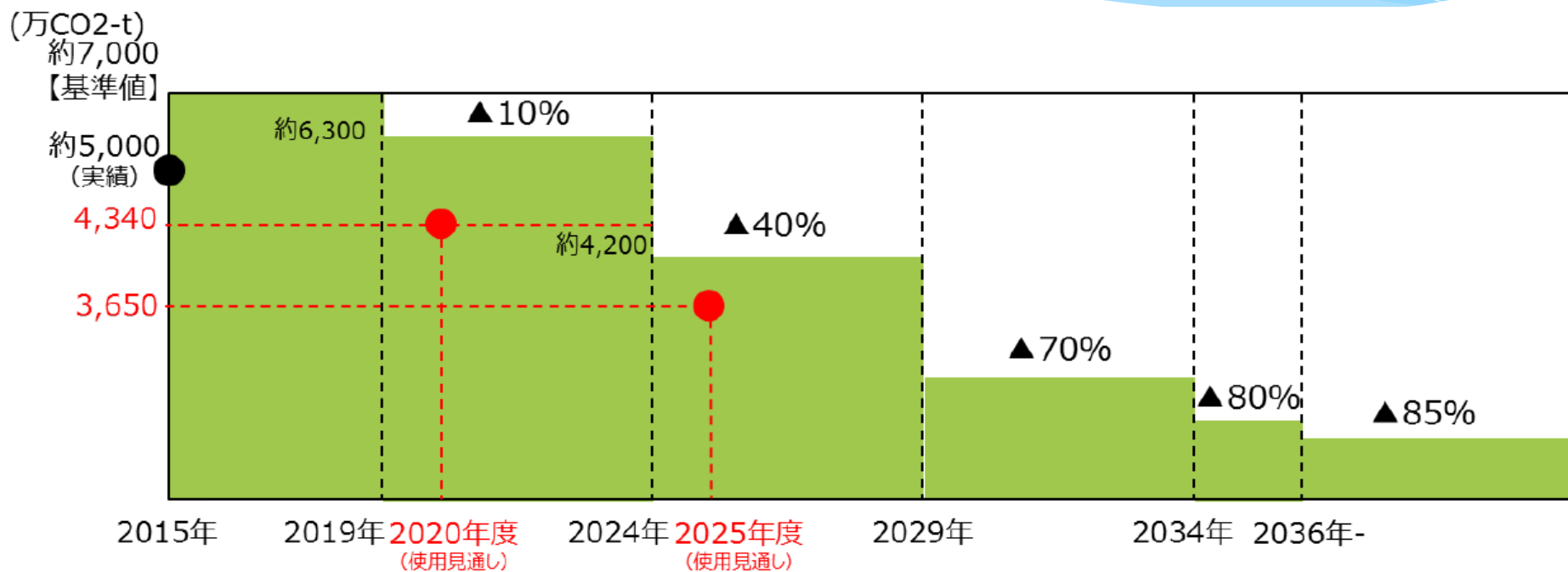
- * 国全体の HFC 生産量を議定書に定められた一定水準以下に抑えることについては、現行のオゾン層保護法の例に倣って、法的な枠組みの下で、**HFC の製造業者に対してHFCの製造数量を許可制に係らしめることにより規制を行うことが適当である。**

スケジュール

- 今後、議定書の国会承認の手続きに加えて、議定書の担保法であるオゾン層保護法等※の改正が必要である。（※フロン排出抑制法も関係）
- 具体的には、議定書の担保のためには、以下の事項等について検討を行う必要がある。
 - ✓ 議定書の削減スケジュールに基づく、我が国の削減スケジュールの法定化
 - ✓ 代替フロンについての製造量の割当て制度、輸出入管理制度の創設
- 2019年からの規制開始に間に合わせるためには、遅くとも2018年内に、国会手続き・承認に加えて、事業者への製造量の割当てなどの準備作業を終了させる必要がある。



キガリ改正の定める HFC 消費量の削減スケジュールと、フロン排出抑制法に基づく使用見通しの量的な関係

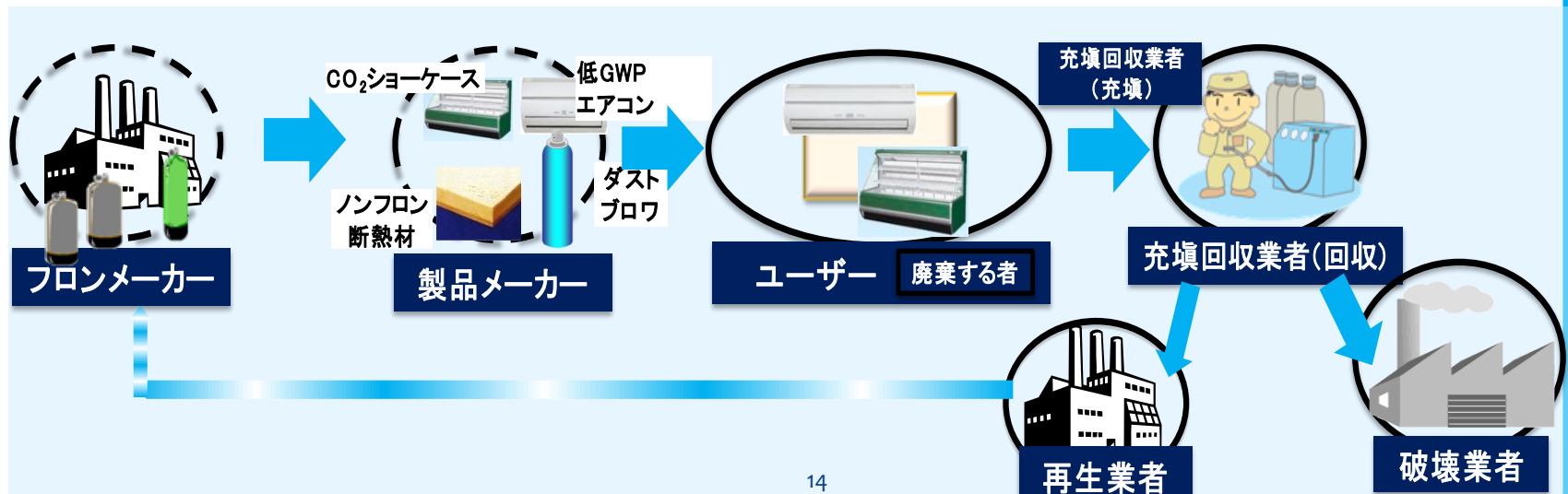


フロン回収・破壊法からフロン排出抑制法へ

フロン回収・破壊法 フロンの回収・破壊のみが制度の対象



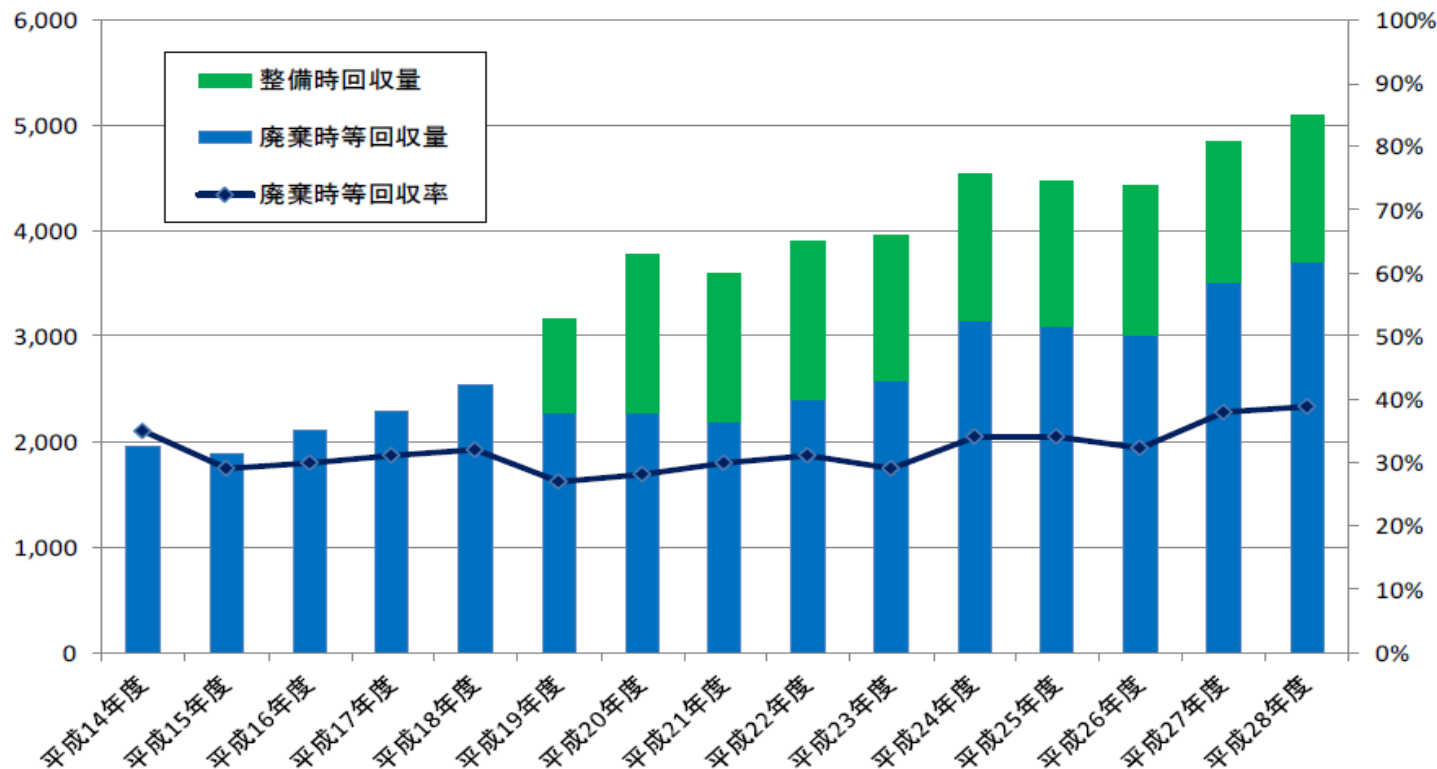
フロン排出抑制法 製造～廃棄のライフサイクル全体の対策に



2 フロン回収状況

フロン類回収量等の推移(全国)

回収量(トン) 廃棄時等回収率



出展:平成29年10月26日
環境省・経済産業省
報道発表
平成28年度のフロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類充填量及び回収量等の集計結果について

- ・CFC、HCFCからHFCへの代替が進んでいることに伴い、HFCの回収量及び回収台数は前年度に比べてそれぞれ増加しています。
- ・業務用冷凍空調機器に係るフロン類の回収は着実に進んでおりますが、平成28年度における廃棄時等のフロン類回収率は推計値で約39%(前年度は約38%)となりました。

平成28年度充填量回収量報告(東京都)

	単位	28年度	27年度	増減 (28年度-27年度)
充填量	t	575	476	99
充填台数	台	68,975	58,178	10,797
年度当初保管量	t	20	18	2
回収量	t	703	757	△ 54
CFC	t	13	26	△ 13
HCFC	t	409	490	△ 81
HFC	t	281	241	40
回収台数	台	139,693	135,666	4,027
自ら再生後、充填	t	12	4	8
49条業者へ持ち込み	t	163	121	42
再生業者へ持ち込み	t	87	143	△ 56
破壊業者へ持ち込み	t	439	487	△ 48
年度末保管量	t	22	20	2

- 充填量の約7割がHFC
- 回収量のうちHCFCが6割弱
- 27年度と比較して大きな傾向の変化はない

3 充填回収業者の義務

フロン類充填回収業者の義務

- ① 業者の登録(登録・更新・変更・廃業等)
- ② 充填基準の順守
- ③ 充填証明書の交付
- ④ 回収基準の順守(整備時・廃棄時)
- ⑤ 回収フロンの引取義務(整備時・廃棄時)
- ⑥ 回収証明書の交付
- ⑦ 引取証明書の交付・写しの保存
- ⑧ フロンの引渡義務
- ⑨ 充填量・回収量等に関する記録と保存
- ⑩ 充填量・回収量等の都への報告
- ⑪ 省令に基づく第一種フロン類再生業
- ⑫ 再生証明書／破壊証明書の回付・保存
- ⑬ フロン回収等の料金説明

フロン類充填回収業者の義務

② 充填基準の順守

(フロン排出抑制法第37条第3項)

- フロンの充填を行う前に、点検記録簿を確認
- 当該第一種特定製品も目視で確認
- **原則、フロンの漏えいがないことが確認できるまで充填を行ってはならない。**
- 充填作業中にフロンを大気中に放出しないよう必要な措置を講ずる。
- 十分な知見を有する者が自ら実施するか、若しくは立ち会うことが必須。

フロン類充填回収業者の義務

③ 充填証明書の交付(設置時・整備時)

(フロン排出抑制法第37条第4項)

- ・ 充填を行った日から30日以内に管理者に交付

⑥ 回収証明書の交付(整備時)

(フロン排出抑制法第39条第6項)

- ・ 回収を行った日から30日以内に管理者に交付

Q 「整備時」と「廃棄時」の書面について

A 廃棄時も機器からフロンを回収するため、発行する証明書を『回収証明書』と勘違いしている方がいます。廃棄時は、行程管理制度の引取証明書です。御注意下さい。

フロン類充填回収業者の義務

⑦ 引取証明書の交付・写しの保存 (フロン排出抑制法第45条第1項)

- ・ 廃棄等実施者からフロンを直接引き取った時は、30日以内に引取証明書を交付(写し3年間保存)

Q 廃棄時のフロン回収の証明書は何を使ったらいいの？

A 市販されている行程管理票をお使いいただくと、フロン回収依頼から引き取った証明書まで記載できる様式となっています。
フロン回収の依頼者(廃棄等実施者)に、フロン充填回収業者からも御提示ください。

フロン類充填回収業者の義務

⑧ フロンの引渡義務

(フロン排出抑制法第46条第1項)

- ・ 引き取ったフロンは、原則「破壊業者」「第一種フロン類再生業者」に引き渡すこと(都認定の施行規則第49条^{第1号}業者(旧7条業者)に引き渡すことも可。)

Q 再生(破壊)証明書はどうしたらいいですか？

A 第一種フロン類充填回収業者は再生(破壊)証明書の写しを3年間保存することとされています。

管理者には迅速に回付してください(管理者は、この証明の確認のみで保存義務がありません)。

フロン類充填回収業者の義務

⑨ 充填量・回収量等に関する記録と保存

(フロン排出抑制法第47条第1項)

- ・ フロンの充填量及び回収量について、記録を行い、その記録を5年間保存すること。

■記録事項

- ・ 第一種特定製品の管理者と整備業者の氏名(名称)及び住所
- ・ 第一種特定製品に充填した年月日
- ・ 充填した第一種特定製品の種類と台数、フロン類の種類と量
- ・ 設置時の充填か、整備時の充填かの別
- ・ 第一種特定製品の管理者、第一種特定製品の廃棄等実施者、整備業者、引渡受託者の氏名(名称)及び住所
- ・ 第一種特定製品から回収した年月日
- ・ 回収した第一種特定製品の種類と台数、フロン類の種類と量
(回収した後に、再び当該機器に充填した量は除く。)

フロン類充填回収業者の義務

■記録事項のつづき

- 設置時の充填か、整備時の充填かの別
- 第一種フロン類再生業者に引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称)
- フロン類破壊業者に引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称)
- 施行規則第49条第1号の都認定の業者に引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称)
- 再生業者許可前の施設で、その施設の性能検証に使用するためのフロンの引渡しがあった場合(施行規則第49条第2号の規定)はその記録(引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称))

フロン類充填回収業者の義務

⑩ 充填量・回収量等の都への報告

(フロン排出抑制法第47条第3項)

- 前年度に行った充填業・回収業の記録をもとに、年度終了後45日以内に東京都へ報告すること。
- 東京都では、毎年3月に当該年度の報告について様式等を送付。これには、前年度報告の「年度末に保管していた量」を、「年度当初に保管していた量」に記載済(確認をしてください。)

(注意) 充填のために新規購入して保管しているフロンは、「年度当初に保管していた量」や「年度末に保管していた量」に含めないでください。

報告の事項

第一種特定製品(エアコン・冷凍冷蔵庫)別、及びフロンの種類別に以下について報告書を記載

- ✓ 設置・設置以外別の充填量・台数
- ✓ 整備・廃棄等別の回収量・台数
- ✓ 整備・廃棄等別の年度当初に保管していた量
- ✓ 整備・廃棄等別の再生業者に引き渡した量
- ✓ 整備・廃棄等別の破壊業者に引き渡した量
- ✓ 整備・廃棄等別の自ら再生し、充填した量
(この場合、設置・設置以外の充填量・台数にも記載)
- ✓ 整備・廃棄等別の省令第49条第1号の業者に引き渡した量
- ✓ 整備・廃棄等別の年度末に保管していた量

第一種フロン類充填回収業者のフロン類 充填量・回収量等に関する報告書 様式抜粋

CFC (R11、R12、R113等)

	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	4 台	10 台	0 台	0 台	4 台	10 台
① 充填した量	12.50 kg	5.20 kg	0.00 kg	0.00 kg	12.50 kg	5.20 kg
	(1) エアコンディショナー		(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		(3) 合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	10 台	3 台	0 台	0 台	10 台	3 台
② 回収した量	30.00 kg	10.20 kg	0.00 kg	0.00 kg	30.00 kg	10.20 kg
③ 年度当初に保管していた量					0.00 kg	2.00 kg
④ 第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
⑤ フロン類破壊業者に引き渡した量					30.00 kg	12.00 kg
⑥ 法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	0.00 kg
⑦ 第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
⑧ 年度末に保管していた量					0.00 kg	0.20 kg

充填量・回収量報告の記載にあたってご注意いただきたい事項

○ 前年度末の保管していた量が違う

→ 送付している報告書様式には、前年度御報告いただいた年度末保管量を年度当初の保管量に記載しています。量が違う場合は都に御一報ください。

○ 合計欄やフロンを引き渡した先とその量が未記入

→ (3) 合計欄及び、フロンを処理するために、破壊業者・再生業者に引き渡したのか、法第49条第1号業者(引取業者)に引き渡したのか、該当欄に引き渡した量を記入してください。

○ 数字があっていない

→ 回収した量＋年度当初保管量
＝破壊業者＋再生業者＋自ら再生＋第49条第1号業者＋年度末保管量 になります。必ず数値が合うようにしてください。

充填量・回収量報告の記載にあたってご注意いただきたい事項

○ 前年度末に保管していた量を翌年度に充填した場合は、どの欄に記載するのか

→ 前年度に保管していた量は「年度当初に保管していた量」に翌年度充填した量は「法第50条第1項の規定により自ら再生し充填したフロン類の量」及び「充填した台数と量」に記載してください。

○ 自ら再生とは何か

→ 充填回収業者が、自ら回収したフロンを、自ら冷媒として充填の目的で、一筐体の可搬式の設備で、フロンの種類に応じた適切な再生を行うことです。

○ 事業者の情報(住所・代表者の氏名等)が違う

→ 早急に変更届と必要書類を御提出ください。

(都フロン対策ホームページで変更届について御案内しています)

充填回収業者に関する主な罰則規定等

充填回収業者に関する主な罰則規定等

○みだり放出

→ 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

○更新が切れてしまった状態で充填回収業を行った

→ 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

○充填証明書(回収証明書)の未交付

→ 都道府県の勧告・命令(その後50万円以下の罰金)

○充填基準・回収基準が守られていない

→ 都道府県の勧告・命令(その後50万円以下の罰金)

○引取証明書を交付しなかった

→ 廃棄等実施者から都道府県への通報

都道府県の勧告・命令(その後50万円以下の罰金)

○充填量回収量の未報告

→ 20万円以下の罰金

指導等の事例

- ☑ 充填量回収量の報告を数年間提出していないが、更新申請を行った。
 - 立入検査を実施し、口頭で指導を行いました。
体制改善について報告(書面)させ、その後、更新の通知書を渡しています。
- ☑ 有効期限が切れたのに気付き、新規で登録申請
 - 状況を確認のため立入検査を行いました。
期限の切れた間は業の取組がないことを確認し、口頭で指導後、新規登録の通知書を渡しています。

指導等の事例

- ☑ 回収証明書の一部に誤った記載を確認
 - この回収証明書は、現場で発行できるレシートタイプのものでした。訂正を促すとともに、管理者に渡す際に、再度確認するよう助言しています。
- ☑ 行程管理票の回収依頼書の記載必須事項に、空欄（特に交付日欄が空欄です。）
 - 回収依頼書を受け取る際、記載内容の確認を行うよう助言し、廃棄等実施者に対しても、適切な記載を行っていただけるよう周知をお願いしました。

4 管理者への立入検査

管理者への立入検査

【立入検査の実施】

平成27年度 行政機関を中心に実施

(経済産業省、厚生労働省(環境省)、
国土交通省出先機関、都施設、
区市町村施設 等)

平成28年度 民間企業等に拡大し実施

(大手小売業者、コンビニエンスストア、鉄道業者、
製造業者、不動産業者、区市町村施設 等)

平成29年度 引き続き民間企業を中心に実施
以降

管理者への立入検査

【管理の事例】

運送事業者（鉄道系）

- ☑ 機器の全ての記録（設置日、機器の仕様、機器のフロンの情報、設置した業者名、修繕記録）を専用のシステムを構築し、一括管理

不動産業者（商業系施設＋住居のビル管理）

- ☑ テナントの出店前説明会で、フロン排出抑制法の点検等の取組について説明。また、各店の店長などにも個別に説明し、点検の実施について働きかけ

総合小売業（首都圏展開）

- ☑ 初回の点検をメーカーに委託し、点検対象機器とその点検方法を確認した。また、点検の記録簿の作成を依頼し、現在はその点検記録簿を使用し点検等を実施

管理者への立入検査

【助言の事例】

- ☑ 廃棄予定の機器に点検を行っていない。
 - フロンが充填されている限りは法対象であることを伝え、早急な点検実施を助言
(フロンを抜けば、点検をしなくてもよいことも伝える)
- ☑ 点検記録簿に記載事項(特にフロンの種類)が抜けている。
 - 機器の銘板の確認、製造メーカーに問合せ等で把握に努めるよう助言
- ☑ 数百台以上ある機器の点検記録簿1年分を紙で保管していた。
 - 記録は、紙でも電子でも良いとされていることから、電子化(PDF)などの対応も可能であることを助言

5 お問合せ事例

出展 平成28年7月20日
フロン排出抑制法Q&A(第3版)他

お問合せ事例

Q 冷凍空調機器について家庭用の機器と業務用の機器の区別はどのようにしたらよいのか。

A 家庭用の機器との見分け方については、

①室外機の銘板、シールを確認する。(平成14年4月(フロン回収・破壊法の施行)以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されています。また、それ以前に販売された機器についても、業界の取組等により、表示(シールの貼付)が行われています。)

**②機器のメーカーや販売店に問い合わせる。
等の方法があります。**

お問合せ事例

Q 業務用途として使用している家庭用エアコンは第一種特定製品か。

A 家庭用として製造・販売されたエアコンは、第一種特定製品ではありません。（使用場所や使用用途ではなく、その機器が業務用として製造・販売されたかどうかで判断されます。）

お問合せ事例

Q フロン類を使用した、自動販売機、ウォータークーラー、液体を計る特殊な試験装置、リーファーコンテナなどは第一種特定製品になるのか。

A フロン類を冷媒として使用し、冷凍・冷蔵又は空調を目的とする業務用として製造・販売された機器であれば第一種特定製品となります。

第一種特定製品の種類

エアコンディショナー

表 4 第一種特定製品の種類

	分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー		
	562119	自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く) ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、 二輪車のもの(側車付きのものを含む) ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
	56212	鉄道車両用エアコンディショナー
	56213	航空機用エアコンディショナー
	56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
	5622	ユニット形エアコンディショナー
	5623	除湿機
	562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット(遠心式、容積圧縮式)
	5629	その他の空気調和機
	5651	空気調和装置(クリーンルーム等)

出展：第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き

第一種特定製品の種類

冷蔵機器及び冷凍機器

(2) 冷蔵機器及び冷凍機器		
	5612	コンデンシングユニット
	5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
	5632	ショーケース(内蔵型ショーケース、別置型ショーケース)
	5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置(冷水機、ビール・ソーダデイスペンサ、ソフトアイスクリームフリーザ等)
	5634	製氷機
	5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
	5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
	56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット(遠心式冷凍機・スクリュー冷凍機等)
	56372	ユニットクーラー(ブライン、直膨)
	5639	その他冷凍冷蔵機器
	5641	ヒートポンプ式給湯器
	5652	冷凍冷蔵装置(倉庫用・凍結用・原乳用等)
	5659	その他冷凍機応用装置
	58111	飲料自動販売機
	58112	食品自動販売機
	84481	ワゴン(搬送車)

お問合せ事例

Q 「管理者」とは、具体的には誰を指すのか。

A 原則として、当該製品の所有権を有する者(所有者)が管理者となります。

ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、責務を負うものが管理者となります。

なお、所有者や使用者が保守・修繕等の管理業務を管理会社等に委託している場合は、当該所有者や使用者が管理者に当たります。

お問合せ事例

Q リース契約、レンタル契約のそれぞれについて、管理者は、所有者、使用者のどちらになるのか。

A 一般的に、リース(ファイナンス・リース、オペレーティング・リース)による機器の保守・修繕の責務は、使用者側にあるとされているため、使用者が管理者にあたる場合が多いと考えられます。

一方、レンタルにおける物件の保守・修繕の責務は、一般的には所有者側にあるとされているため、所有者が管理者にあたる場合が多いと考えられます。

お問合せ事例

Q 複数の圧縮機がある機器の場合、定期点検対象となる「7.5kW」はどのように判断したらよいか。

A 冷媒系統が同じであれば合算して判断することになります。なお、機器の銘板に「●kW＋●kW」のように記載されているものは、一般的にはその合計値で判断しますが、機器によって冷媒系統が分かれている場合もあるので不明な場合は機器メーカーにお問い合わせください。

お問合せ事例

Q 機器を使用しない期間、冷媒を抜いて保管している場合、簡易点検や定期点検を実施する必要があるか。

A フロン類が充填されていない機器については、点検は不要です。

お問合せ事例

Q 簡易点検は3か月に一度ということだが、その記録も機器が廃棄するまで保存しなければならないのか。

A 簡易点検については、点検を行ったこと及び点検を行った日を記録する必要があります。これらについても点検記録簿の記載の一部であり、機器を廃棄するまで保存する必要があります。

お問合せ事例

Q 施行規則第49条業者にフロン類を引き渡した場合、再生証明書・破壊証明書は交付・回付されるか。

A 法令上は施行規則第49条に基づき、都道府県知事から認定を受けた業者にフロン類を引き渡した場合は、再生業者・破壊業者に証明書の交付義務はありません。しかし、管理者の所有する機器由来のフロン類が、どのような処理がなされたのかを認識していただく観点から、何らかの証明書を交付することが望ましいです。（運用の手引き（破壊業者編）または（再生業者編））

お問合せ事例

Q みだり放出とは？

A 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）及び第二種特定製品（自動車リサイクル法に規定するカーエアコン）に冷媒として充填されているフロン類を、事故、技術的問題、又は適切な回収等を行おうとして失敗した場合等の過失による放出等のやむを得ない放出ではなく、**故意又は重過失によって大気中に放出する行為を禁止**している。この規定に違反した者には、1年以下の懲役又は50 万円以下の罰金が科される。

出展 平成27 年3月 環境省 経済産業省
「充填回収業者等に関する運用の手引き」

6 注意喚起・その他

売込みに御注意下さい！

こんな事案が報告されています。

- 環境省などから指示されたと偽り、点検等の契約を無理やり結ぶ“点検業者”がいます。

* 「フロン排出抑制法の改正で、フロンが使えなくなるので、フロンから別のガスに入れ替えたほうが良い」と偽りガスの入れ替えを勧誘する業者もいます。

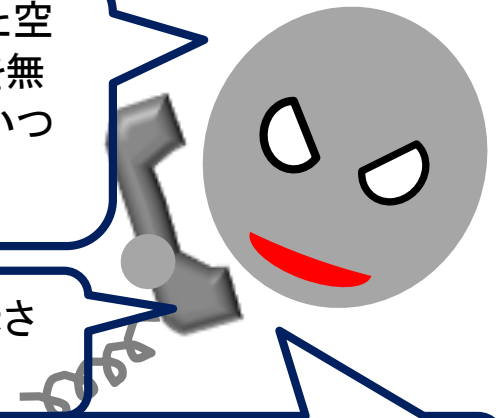
※このような売込みには十分御注意いただくよう、ぜひ、御周知ください。

こんな売込みには注意！

フロンを使用した空調機器の点検を無料でやります。いかがいいますか？

環境省から指示されてます。

別のガスに入れ替えたほうがいいですよ



充填回収業者等の責務

フロン排出抑制法(抜粋)

第六条 第一種フロン類充填回収業者、(略)は、第三条第一項の指針に従い、その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならない。

第三条 主務大臣は、フロン類の使用の抑制及びフロン類の排出の抑制を図ることによりオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に資するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について、指針を定めるものとする。

フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用される フロン類の管理の適正化に関する指針(抜粋)

4 各主体が講ずべき事項

(3) 特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者 に関する事項

- * ①可能な限り**回収効率を高める**よう努める。
- * ②フロン類の**大気中への排出ができる限り少ない方法により行う**ように努める。
- * ③登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に委託して行うことを徹底する。
- * ④破壊又は再利用により、大気中への排出を抑制するように努める。
- * ⑤知見を有する者の確保、養成等に努める。

フロン排出抑制法の目的

この法律は、人類共通の課題であるオゾン層の保護及び地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定めるとともに、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。



皆様におかれましても
引き続き適正な充填・回収を
よろしくお願いいたします

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

03-5388-3471(直通)

<http://www.kankyo.metrotokyo.jp/safety/cfc/index.html>